解散公告

当社は、平成二十八年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

香川県高松市今里町四〇一番地一

株式会社ＩＢコンシェルジュ

代表清算人　森川　亨

解散公告

当社は、平成二十八年二月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

北九州市若松区北浜二丁目一番六号

有限会社若松計量所

清算人　小玉　和弘

解散公告

当社は、平成二十八年三月二十二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

宮崎県都城市菓子野町一〇二九八番地一

株式会社ビ助っ人

代表清算人　洲崎　達也

解散公告

当法人は、平成二十八年二月十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

鹿児島市玉里団地一丁目八二番九号

特定非営利活動法人あいあい

清算人　園田にしき

解散公告

当社は、平成二十八年三月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

沖縄県宮古島市伊良部字前里添六三八番地

株式会社大文字

代表清算人　下地　勝彦

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年三月二十三日盛岡市長の設立認可の取消しにより解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

盛岡市山岸字大平一〇〇番地一六

盛岡市大平土地区画整理組合

代表清算人　室野　榮一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年三月一日茨城県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

茨城県水戸市見和一丁目三三一番地の五

医療法人鈴木耳鼻咽喉科医院

清算人　鈴木　隆夫

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月七日台東区長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

東京都台東区東上野五丁目四番三号

上野下アパートマンション建替組合

代表清算人　森瀬　光毅

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十八年三月十一日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

愛知県みよし市黒笹町唐沢三五番地一

三好根浦特定土地区画整理組合

清算人代表　渡邉　忠夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十八年二月二十九日三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

三重県四日市市中村町一六三五番地の二

清算法人中村土地改良区

代表清算人　伊藤　欣司

解散公告（第二回）

当基金は、平成二十八年三月十五日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

大阪府大阪市北区天神橋一丁目九―四

大阪府食品流通厚生年金基金

代表清算人　山下　明

解散公告（第二回）

当土地改良区は、平成二十八年二月十六日兵庫県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

兵庫県淡路市久留麻二三八番地一

清算法人東浦町土地改良区

清算人代表　新阜　京一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十六年十一月二十八日開催の社員総会の決議並びに熊本県知事の認可により、平成二十七年四月六日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

熊本県葦北郡芦北町大字田浦町一二九七番地一

医療法人社団宮坂歯科医院

清算人　宮坂　眞理

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十七年九月二十八日開催の社員総会の決議並びに平成二十八年三月一日北海道知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

札幌市中央区南二〇条西九丁目二番二号

医療法人社団笠原小児科皮ふ科医院

清算人　笠原　昇一

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十七年十二月十七日開催の臨時総会の決議並びに平成二十八年二月十六日札幌市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

札幌市西区琴似一条三丁目一番二〇号

ＪＲ琴似駅北口地区市街地再開発組合

清算人　豊川　豢

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十八年一月二十八日開催の臨時総会の決議により解散し、平成二十八年三月八日付けにて千葉県知事の認可を受けたので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年三月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年三月三十日

千葉県柏市手賀六一〇番地一

沼南町手賀土地改良区

代表清算人　寺田　惣衛